

第8回長野市都市内分権審議会 議事の内容

と き 平成17年11月11日(金)午前9時30分～
ところ 市役所講堂(第二庁舎10階)

- 1 地域福祉ワーカーの報酬と住民自治協議会の役員報酬について
 - ・地域福祉ワーカーを地区社協で雇用し、市が人件費等の補助をするということだが、給与計算の細かい事務も地区で行い、失業保険なども負担するということか。
- 2 議事
 - ・資料2の支所、21と22は、支所では行っていないが、保健センターでやっている。
出先機関としては、公民館と保健センターがある。報告書では、公民館は支所の管轄下に置き、保健センターは、保健所の管轄下に置いて地域総合事務所と関係を図る、と提案している。
介護保険法の改正による、地域包括支援センターも想定する必要がある。
 - ・都市部と農村部では支所機能が異なってくるということを答申の中に入れていただきたい。
 - ・支所機能としては、窓口業務のほかに産業振興、建設土木というものが絶対的に必要。
 - ・地域審議会の設置期間中は、合併町村域を地域会議に含めず、それぞれの地域審議会が地域会議の役割を担う、となっているが、合併町村域の住民自治協議会から地域会議に提案できないことになると思う。
合併特例法に基づく地域審議会と地域会議は同じ内容。地域審議会は平成26年以降は廃止になる。廃止後は地域会議に移行する、ということ。仮に26年までに地域総合事務所ができ、地域会議ができた場合においても、地域審議会での議論は、地域総合事務所長は当然反映していく。地域総合事務所には、地域会議と地域審議会と2つある状態であるので、合併町村の議論は地域会議で議論しない。地域審議会が地域会議でも議論してもらいたいとなれば別問題だが。
 - ・都市内分権の位置付けを、総合事務所を作って進めるということにするのか、支所の充実で現状の支所の中で権限与えるということにするのか。
事務局としては、地域総合事務所ができて都市内分権が完成できると理解している。
 - ・保健所と保健センターの関係では、既に9ヶ所に保健センターがあり、ぜひ支所の中に置かなくてもいい。
 - ・在宅介護支援センターなど支所が全然タッチしていない施設もあり、それらも今度支所へ置くとすると、今までの流れの中でどのように整理していくのか。
在宅介護支援センター等々は保健福祉の領域だが、ブロックごとにケアを関係させるのが地域総合事務所と思う。支所では身近な情報を持っているので、支所の職員が関係を図るというのは当然必要。それを包括するのは将来的にできる地域総合事務所である。
 - ・土木に関しては、支所には連絡員は必要だろうが、建設事務所をそれぞれ2ヶ所から3ヶ所置くという考えがあればその方が効率的。支所としては住民に関係のある窓口を主体にした考えで進めた方がいい。
 - ・今の縦割りのままの状態では地域に仕事を下ろせば、地域の中で縦割りになる。それを調整する誰かがいなければまとめられない。それが支所機能でできるか、課長級の人間でできるかということ。地域総合事務所に部長級の人間を置くというのは、そこを総合するための担保にする、ということ。バラバラで下りて、住民自治協議会なり地域会議がそれぞれバラバラに対応しなければならないとなったら、都市内分権なんて止めた方がいいという話になる。

- ・支所の機能を充実させ、住民自治協議会とタイアップして、地域の課題は地域で、協働の精神で解決をしていく、そういうところに結論付けたらどうか。地域総合事務所は、作ることによって組織が肥大化していく可能性があるし、組織の屋上屋を重ねるきらいがあるという点から考えると、棚上げしておいた方がいい。合併がこれで終わるとも言えず、まだまだ流動性がある。
- ・支所は、窓口サービスに力点を置きながら地区活動の拠点として位置付ける。具体的な住民のまちづくりの支援をしていくのが支所の大きな役割。その調整の必要があり、地域振興に関する全体的なことをやるということになると、組織上総合事務所が必要で、はっきりさせておくべき。
- ・支所には必ず土木は必要。現状の土木担当でよい。
- ・市役所の中でバラバラにやっていることがたくさんある。横の繋がりが全然無い。総合事務所を調整すれば、無駄も無く、同じ事に時間とお金をかけずに合理的にできる。理想的なことができれば、地域総合事務所は、コーディネートするという意味でも、必要。
- ・18年度から職員配置を見直すとなっているが、職員配置を本庁から支所に見直しをして、支所の職員数を増やすということか。職員を本庁から支所に移すだけの仕事を支所に移さないといけないうことになると、相当の仕事に移さなければいけない。
 - 審議会で支所機能の充実の具体的な中身が決まらないうと、職員数の本庁から支所の配置替えの、事務局案も固まらない。
- ・福祉とか生活保護とかそういう関係は本庁に担当を決めていれば、地域総合事務所は必要ない。窓口は支所で十分だと思う。
 - 生活保護は現在、本庁の厚生課と篠ノ井支所の分室の2ヶ所で受付けている。合併前の町村では経由をして県の福祉事務所が行っていた。照会はあるが、正規の受付はしていなかった。その代わり、ケースワーカーが出向いて申請の受け付けをしていた。
 - 実際には、民生委員が窓口になっている。民生委員の定例会で直接連絡をとっている。各地区全部、民生委員を通じて上がって来ているのが殆どだと思う。窓口は民生委員を通じて、今の本庁の担当官へそれぞれ行くので、今の状況で十分。
 - それは窓口、担当員がどうなるかというだけのこと。ケースワーカーを配置するか、しないかということ。書類を受け付けるだけの問題じゃない。総合事務所ができた場合は、その部長級の人が福祉事務所の所長になるから、そこで決定できるということ。決定できる部分を本庁に一極集中じゃなくて、権限を移譲していくということが、この都市内分権の一番の本旨になる。
- ・地域割がどうなるかは別として、このシステムをこの審議会でやりましょうということをお答えしない限り、都市内分権審議会の意味は無くなる。縦割型から横割、分散化。集中から分散。このシステムに変えていくか、いかないかということ。それを棚上げしたならば本末転倒。
- ・多くの方が言われるように屋上屋になると思っていたが、住民自治協議会をつくって住民の細かな要求に対し、いちいち本庁にまでいかなければ解決できないとなると、益々支所が遠くなるだけ。総合事務所をつくり、思いっきり本庁の権限を総合事務所に移して、住民生活に関わる大半の問題を総合事務所で解決できるということになれば、市役所が住民に近くなると思う。
- ・報告書25ページの総合事務所の役割案は、この程度のものは地域総合事務所を3つも設けて、これだけの仕事のためにやるべきかどうか。支所に移せるものはいくらでもあるし、移せないものについては本庁でやればよい。
- ・長野広域連合が一つになるような時期に、あるいはそれに近い時期に、広大な面積と人口も57万にもなるという状況の中では地域総合事務所も必要かと思う。現状の段階では必要ない。
- ・合併した支所の権限でやれば住民が満足する。それ以前に合併した地域は欠落しているものが多い。特に大事なものは防災関係だが、二表支所の支所長は防災体制の権限は全くない。何も支所ですることができない。地域総合事務所の調整機能は、現実的に考えて屋上屋。本庁とストレートにやった方が仕事は早い。

確かに現状の支所の体制では、すぐに職員が駆け付けて対応することは職員が少なく難しい。直接的に本庁の災害対策本部の方へ連絡いただく場面がたくさんある。災害においても支所の体制を強化するように考えている。

- ・ 合併した地域では、市役所が遠くなり不便になったという苦情がある。道を開けたときの数坪の残地が荒れているので、隣接の耕作者が荒らしておくのなら貸してくれないかと相談に対し、支所長補佐に相談したら、それは本庁にお伺いをたてないと私の一存では返事ができない、ということ。
- ・ 合併協議で激変緩和のため、支所の人数は残したが、職員がどんどん減っている。大勢いても権限が無いから仕事が無い。地域総合事務所よりも支所を充実することが出来るのであればその方がいいが、報告書にある、連絡所の支所への格上げ、住民自治協議会の担当者の派遣、それ以上の充実が出来ないから地域総合事務所が必要になってくる。30人一気に部長級を増やすわけにはいかないから地域総合事務所という形になったと思う。
- ・ 本庁は他機関との調整業務がある。30地区の支所ごとに本庁と調整することは無理があると思うので、3つか4つにまとめて、地域総合事務所を作って、そこが本庁と調整した方がいい。
- ・ 住民自治協議会では防災・防犯がこれからの大きな課題。福祉については活動計画が成立して各地区で進めている。総合事務所を作るまでは、土木の担当を支所へ1人置いて、総合事務所になった時に異動すれば良い。
- ・ 議論を分かりやすくするために、現行の部長、課長の権限、予算執行の権限、専決事項の資料を出していただきたい。
- ・ 支所等の主な担任意務に掲げられているものは、定型的な住民サービス、連絡調整業務。支所・連絡所の段階でも予算執行を伴った政策遂行業務の権限を支所に付与しなければ、支所権限、支所権能を強化するというにはならない。
- ・ 今の支所長の専決権は500万円未満。通常の事務事業には差し支えない。大きな物件は、地域総合事務所を作っても本庁へ行く。この程度のことを地域総合事務所でするのであれば、支所に移した方が、国で言っている地方分権型社会に近づく。
- ・ いつまでも中核市でいようとしてはいけない。政令市を目指していかなければならない。その時には、地域総合事務所にもう少し権限を持たせたものが必要。当座は支所を充実すること。
- ・ 本庁、地域総合事務所、支所の標準的な事務を見ると、これは例。これだけやるのではない。発想の転換をしていかないと。今までがこうだからこれじゃ駄目だという発想では駄目だと思う。もっと必要ならば言えば良い。
- ・ 地域総合事務所でする仕事があるかもしれないが、業務量的には本庁に調整機能を持たせれば間に合う。地域の発想としてやりたいものを地域総合事務所でするのも、本庁へ上げるのも行き場所が違うだけで同じこと。担当官がいて判断できれば、予算も側にあるから早い。
- ・ 都市内分権で大事なことは、地域で何をやりたいか掘り起こすこと。市役所の中を変えても、地域からの思いが伝わらない。市役所の中にやたら部長を作ったり、箇所数を多くしても、地域からの考えは出てこない。地域総合事務所は住民のサポートじゃなくて、住民から出てきたものをチェックする場所。住民にあれをやったらどうだ、これをやったらどうだという場所じゃない。
- ・ 地域総合事務所ができて、みんな本庁へ行くというのは違うのではないかと。地域総合事務所が出来たら、本庁の業務をそこへ移管するので、例えば本庁へ来た時に、その仕事は本庁じゃなくて地域総合事務所へ行ってくださいとなるのではないかと。地域総合事務所長会議が、今の部長会議よりも権限を持ち、いろいろなことを判断していくということにすればいいのではないかと。
- ・ 都市内分権が実施されれば、まちづくりや市民活動を一生懸命した者も行政の一端を担ったり、まちづくりや地域活動に、さらに深く関わられるのではないかと期待もあり、これを進めていただきたい。
- ・ 支所機能の充実も大事だし、今の支所に不満はないが、そこに拘っていると話が進まない。

- ・一番基本は、地域は何を求めているかということ。具体的に支所に対して何を求めているのか。特色ある地域づくりということを考えて時に、その実現に向けて、今の仕組みでどういう不自由があるのか、ということが都市内分権を議論する時に一番重要になる。
 - ・市役所内の分権を議論しているが、市役所は今事務処理で何を困っているのか、支所へやるのが困っているのか、地域総合事務所を作らないと事務処理上不都合があるのか、そういうことをゼロから考えるべき。今の体制で全ていいとは言わないが、変えていくなら、変えなきゃならないという力、エネルギーが必要。
 - ・支所機能の議論の中で、合併の経過に応じて支所機能に対する思いが大きく違う。連絡所が置かれている地区の皆さんが支所に対してどういう思いをしているのかということと、豊野や鬼無里の皆さんが支所にどういうことを期待しているのかということとは大きく違う。支所機能の充実の時には、分類して分けをしながら議論していく必要がある。
 - ・部長級であるか課長級であるかは、実際にどこまでどう仕事をするかということには関係ない。事務処理規則、あるいは組織規則で、その組織その機関が何をしようになっているのか、どういう権限を与えられているのかということで決まる。それよりもその機関に対して、どういう理解をし、独自性を最大限尊重していけるかという為政者の姿勢の方が大きい。
 - ・地域の特性を活かしていかなければならない時代であるが故に都市内分権の必要性があり、そういうものをどうやって活かしていけるかということと、普通の市役所の事務処理と都市内分権というものを直結して考えることは、ちょっと飛んでいる。
 - ・各地区にある支所がどのような理由でなければならぬかということも重要だが、そういうことも含めて、地域総合事務所が深く考えていくということでもいいのではないか。地域総合事務所が鬼無里なら鬼無里の支所を重要視して、そこへウエイトを置いたいろいろな機能を持たせるということを総合事務所ですべてやっていくということで、さらに一歩先に考えていけばいい。
 - ・支所に行かずに本庁へ手続きに行くのは、支所で何ができるか分からないからだと思う。支所の充実には住民自治協議会と密接に絡んでくるだろうが、支所の地区活動支援担当職員の質により、その支所や住民自治協議会は大きく変わる。例えば、そういった場合の相談役、アドバイス役、情報提供役がいないと、常に良いところと悪いところの差があって、住民としては困ると思う。そういった機能を地域総合事務所に持たせ、アドバイスする機能はあっても良い。それは本庁では出来ないと思う。
 - ・地区社協としては、今まで社協を中心に向かい合っていたが、市の方と両面に向かい合っていく必要があり、どこかで何かの整理をお願いしたい。いろいろな面で輻輳しており区分が難しい。
 - ・例えば児童センターの改築ということ地域総合事務所へ言っても、本庁で総合的な判断で予算が執行されるので、結局時間だけがかかってしまうのではないかとということで、一段階増やしてしまう、屋上屋という感覚を持ってしまう。
-
- ・地域総合事務所については、反対意見と賛成意見に割れているというような状況である。
 - ・支所機能の充実については、支所の権限を他の支所についても与えるべきだという意見、あるいは、報告書25ページの地域総合事務所の事務として例示されているものは支所へ移しても問題ない、むしろその方が望ましいというようなご意見をいただいた。

以上